

教育文化センター等利活用検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 氷見市教育文化センターの改修方針及び旧氷見市民会館跡地の活用方針について検討することを目的として、教育文化センター等利活用検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 氷見市教育文化センターの改修方針に関する事。
- (2) 旧市民会館跡地の活用方針に関する事。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項に関する事

(組織)

第3条 検討委員会の委員は14名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 氷見市教育文化センター利用団体関係者
- (3) 保護者代表
- (4) 現役大学生及び高校生
- (5) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、氷見市教育委員会事務局文化振興課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月25日から施行する。